

前田厚子議員

第一標題 「権利擁護」の制度の利用について

1 回目の質問

公明党の前田あつこです。

ただいま、議長より許可をいただきましたので令和8年3月議会におきまして市政一般に関する質問をさせていただきます。

第一標題 「権利擁護」の制度の利用について

権利擁護とは、高齢者や障がい者や支援が必要な人々の人権や尊厳を守って、その人らしい生活を支える為の取組を言います。

基本的な考え方としては、尊厳の保障・虐待、差別からの保護・自己決定の支援があげられます。

私は、令和7年12月議会におきまして、「重度心身障がい者の親なき後」という標題で成年後見制度についてお聞きしました。今回もそうした制度をより深く理解して当事者の方に利用していただくことによって、それぞれの権利を擁護した上で、行使していただきたいと考え質問をさせていただきます。

1 点目

本市で1月に成年後見制度の講演をしていただきましたが、分かりやすく、大変に好評でした。

そこで、私も講演後何人かの方に声をかけ、感想を聞かせていただきました。すぐに必要と考えていない方は、「こうした制度があることを知り、大変に勉強になりました。」と話してくださいました。

しかし、すぐにでも使いたいという方は、この制度を利用し始めた知人から「何も相談することがない月でも、一度契約したら毎月、弁護士さんに月の報酬を支払わなくてはならないから、簡単に契約しない方がよいのでは。」と助言されたそうです。「いろいろと相談することがある人は良いのですが、これから生活していくのに大切なお金です。よく考えた方がよいのでは。」と話していたそうです。

こうした、相談を私もお受けしたことがあるのですが、どうしたらよいのか悩んでいました。

今年に入って、1月28日の山梨日日新聞には、成年後見制度を柔軟化とありました。最近、成年後見制度や、親亡き後を特集した記事が多く見られます。

そうした中で何年もの間、制度の見直しに向けた検討会が、重ねられていたようです。わかる範囲で結構ですが、具体的な見直し内容などを、お示しいただけるようでしたらお伺いしたいと思います。

一方、福祉の方で、「日常生活支援事業」というものがあり、「成年後見制度」までいかないが、同じように面倒をみてくださるとお聞きしたようです。同じ権利擁護という点で、「成年後見制度」との違いも含め、権利擁護制度全般の概要を、分かりやすくお聞かせいただけますか。

また、利用者にとって、「任意後見制度」を用いる場合との違いについても、併せてお聞かせいただけますか。

2点目

自治体としての役割に、制度の利用促進に関する基本的な計画を策定するよう勧められています。それは、制度に関する専門窓口や広報活動があげられていますが、他の自治体では、市民後見人として活動出来る人材を育成するための養成講座を推進しています。

そこで本市においても市民後見人の養成講座を計画していただきたいと思いますが、市の考えをお聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市民生活部長答弁

前田厚子議員の「権利擁護」の制度の利用についての御質問にお答えいたします。

まず、成年後見制度に係る国の見直し内容についてであります。成年後見制度につきましては、制度開始から既に25年が経過し、「一度利用を開始すると本人の判断能力が回復しない限り終了できない」、「後見・保佐・補助の3類型があるが、本人のニーズに合わない場合がある」、「後見人への報酬負担が続く」など、様々な課題が指摘されております。

このようななか、国においては、これらの課題を解決するため、成年後見制度の見直しに向けた検討が進められております。国の施策の具体的な進捗状況を申し上げる立場ではありませんが、今国会において、制度の見直しについて審議されることとなっております。

現在、国から示されている見直し案では、「制度利用を途中で終了すること」や、「必要な期間だけ利用すること」を可能とするなど、「本人が自分でできる領域を最大限残し、できることは自分で行い、難しいことだけはサポートを受ける」という新たな仕組みとなっております。

また、現行の「後見」・「保佐」・「補助」という3類型についても廃止し、「補助」に一本化することで、本人の判断能力のレベルで類型を分けるのではなく、実際のニーズに応じた支援設計を可能とするなど、本人の尊厳により配慮された制度設計になることが見込まれております。

次に、権利擁護制度全般の概要についてであります。 「成年後見制度」につきましては、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所へ申立てを行い、後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力を有するうちに将来に備え、あらかじめ任意後見人となる方や、委任する事務の内容を決めておく「任意後見制度」の2種類があり、本人の状況に応じてそれぞれの制度を利用していくものとされております。

一方で、「日常生活自立支援事業」は、日常の困りごとを解消するための福祉サービスの一つであり、様々な行政手続のお手伝いや、日常的な金銭管理等が主な支援内容となります。

また、本人と社会福祉協議会との契約締結により事業が開始されることから、「成年後見制度」とは異なり、預貯金全体の管理、施設の入退所の契約など、人生に関する重要な法律行為を担うことはできない反面、利用に当たってのハードルが低い制度となっております。

「日常生活自立支援事業」と「任意後見制度」との相違点につきましては、法的な保護に基づくものか否か、取決めを行う際の書面の形態、家庭裁判所が選任するのかそうでないのか、などが挙げられます。

次に、市民後見人の養成についてであります。市民後見人は、同じ地域に暮らす住民として、本人と同じ目線で考え、相談し合える寄り添い型の支援が期待できることから、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家とは別に、成年後見制度の担い手の選択肢として、大変、有益な存在になるものと考えております。

本市では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見のための体制整備と機能強化促進に向けた取組を関係機関等とともに進めているところでありますので、市民後見人の養成講座の開催についても

併せて、先進自治体の事例等も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第一標題「権利擁護」の制度の利用について2回目の質問をします。

それぞれの制度を分かりやすくお示しいただきありがとうございました。

特に、成年後見制度におきましては、制度を利用するにあたり、知人からの助言により、利用することを迷っていた方など多くの方がそこにつまずいているようでした。

それが、先日の山梨日日新聞に、制度の見直しを検討しているとの記事がありました。

当事者が何度も声をあげることにより、国の制度の見直しまで、いきつくことを知りました。

弱い立場の方が暮らしやすくなり、今まで制度を利用できる対象者はとても多かったのに対し、実際に利用している方が少ないという現実があります。これからは、少しずつ増えていくのではと思います。

本市で現在、成年後見制度を利用している方は何人くらいいますか。

成年後見制度は、費用もかかりますが、言ってみれば最後の砦だと思います。

その点、日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が主体となって、行うサービスと聞いています。利用者の対象は、ある程度の判断能力があるか、ないかという点で決めるとのことです。この場合、状況や援助内容の確認、また判断能力の判定はどなたがされるのでしょうか。

また、利用料も多少かかるようです。市町村の社会福祉協議会が定めるとありますが、本市の利用料はおいくらでしょうか。

加えて、生活保護世帯は、他市では、無料になっているようですが、本市も同じでしょうか。

日常生活自立支援事業で受けられる内容をいくつか挙げると、福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談・契約のお手伝い、住民票の届け出等の行政手続き、日常的な金銭等の管理にとどまるなど、まだまだたくさんあります。

一度に成年後見制度にいくのではなく、ご自分で判断できるうちから福祉サービスを利用して日常生活の自立を図ることは、とって大切なことだと思います。専門的な福祉の立場からみて、制度への関わりはどのようなタイミングで進めていくのがよろしいでしょうか。

最後に、市民後見人の養成講座ですが、上野原市では、早くから取り組んでおり、内容を少し抜粋しますと、「市民後見と市町村の役割」や「地域福祉と権利擁護の理念」、「後見制度と消費者保護」等、約 20 の講座がありました。

先ほどの御答弁でも先進事例を参考にとお話しがありましたので、是非、近隣の例を参考に本市としても実際に進めていただきたいと考えますが、その点いかがでしょうか。

以上で 2 回目の質問を終わります。

2 回目の市民生活部長答弁

前田議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、本市における成年後見制度の利用状況についてであります。現時点で成年後見制度を利用している市民の人数は、47 名となっております。

次に、日常生活自立支援事業の利用についてであります。この事業は、山梨県社会福祉協議会が実施主体となり、直接的には、県内市町村の各社会福祉協議会が主な事務を担う事業となっております。

本市では、富士吉田市社会福祉協議会の専門員が、利用者本人と面談し、生活状況の調査、支援計画の作成などを行い、最終的に、利用契約を締結して開始されることとなっております。

次に、日常生活自立支援事業の利用料についてであります。当該事業の利用料は、現在、1 時間 1,000 円とされており、生活保護世帯に対しては、無料で利用いただく仕組みとなっております。

次に、制度利用への関わりについてであります。当該制度は、認知症の高齢者や障害のある方本人が、判断能力に自信が持てなくなったとき、また介護支援専門員や相談支援専門員など身近に関わっている専門職が必要と判断したときなどに、本人の考えが十分に尊重された上で、適切な時期に制度開始につなげられることが望ましいものと考えております。

次に、市民後見人の養成についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、現在本市では、成年後見のための体制整備と機能強化促進に向けた取組を関係機関等とともに進めているところでありますので、近隣自治体の事例等も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

第二標題「無痛分娩の費用の助成」について

1 回目の質問

令和6年11月号の広報ふじよしだでは、「日本一の富士のもと子育てしたいまちNo.1をめざしています」とあります。また、「こどもまんなか社会」の実現をめざすと掲げているように、本市の子育て支援策は妊娠前から母親に寄り添い、子どもの成長の段階を追って施策を実行してくださるので、子育てしているお母さん方には、大きなサポートとなっていると思います。

最近では特に、国でも県でも子育て支援の充実を図るとして、妊娠前から切れ目のない支援に力を入れています。その一つとして国が正常分娩の費用を「自己負担ゼロ」にする出産費用の無償化を正式に進める方針を示しました。

確かに出生率をあげるのに、一番効果のある施策だと思います。

そこでお聞きします。

県内でも、無痛分娩ができる病院は本市の市立病院だけです。

昨年の7月からスタートしてまだ利用されている方は少ないと思いますが、よろしければ今何人の方が無痛分娩を選択されたのかお聞かせいただけますか。

無痛分娩は、通常のコストプラス15万円程かかると聞いています。出産費用の無償化を唱える中で、今や東京を始めとして、いくつかの自治体でこの費用の半額負担をしています。

東京都では、令和7年1月に無痛分娩のアンケート調査を取りました。その調査内容を確認すると、無痛分娩を希望したが、選択しなかった理由としては、費用が高いから、また、無痛分娩の施設が近くになかったから、安全性が心配だったという点でした。

もちろん、安全性の確かさが一番に求められると思います。

その上で、費用が助成されれば多少は希望する方が、増えると思います。

しかし、私が無痛分娩の費用の助成金をお願いする最大の理由は、無痛分娩を利用する方をどんどん増やすということではなく、「普通分娩を諦めかけていた方にも、無痛分娩なら出産を後押しできるのではないか。」と実際に無痛分娩をされた方からお話を伺い、確かにその通りだと思ったからです。

出産は、多くのリスクを背負った女性にとっての大仕事です。

少しでも、力になっていただけるなら、無痛分娩の費用の助成を考えていただけないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市民生活部長答弁

前田議員の「無痛分娩の費用の助成」についての御質問にお答えいたします。

富士吉田市立病院では、出産に対する不安軽減や安心安全な医療環境の提供を目的として、令和7年7月より、県内初となる希望制の無痛分娩を開始しており、本年1月末までの実績は7件となっております。

この無痛分娩の実施にあたっては、麻酔科専門医の配置等が必要となることから、本市立病院では通常分娩費用に加え、15万円の費用負担をいただいております。この無痛分娩に掛かる費用につきましては、東京都をはじめとした一部自治体等で助成が開始されていることは承知しておりますが、全国的に見れば、無痛分娩に対して独自の公費助成を行っている自治体は、極めて少数に留まっているのが現状であります。分娩方法には自然分娩、無痛分娩、帝王切開など多様な形態がありますが、これらはあくまで妊婦御本人やその家族の意思、または医学的判断に基づき選択されるべきものであります。特定の分娩方法に対してのみ公費を投入することは、自治体が特定の出産方法を推奨しているかのような誤解を招く恐れがあり、慎重な判断が必要であると考えております。

しかしながら、通常分娩が医学的に困難な方もおり、安全な出産のために無痛分娩が適したケースもあることから、支援の方法については、更なる調査を要するものと認識しております。

本市のこども・子育て支援策は、妊娠期から一人一人に切れ目なく寄り添う伴走型の相談支援体制の整備や、産前産後ケアの充実等「必要な方に、必要な支援を届ける」という考えに基づき実施しております。したがって、無痛分娩への助成の在り方につきましても、現在国が検討を進めている、出産費用の無償化の動向を注視しつつ、調査・研究してまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

第一標題で権利擁護の制度について私が質問を繰り返すのは、支援を必要とする方ほど、伝わっていないと感じているからです。

第二標題では、誰もが安全で安心して妊娠・出産できる環境が整えられていく今、県内で本市の市立病院のみでできる無痛分娩という方法があります。そこで助成金の話をさせていただきました。まだ開始したばかりなので今後、検討していただければと思います。

ご静聴ありがとうございました。